



中央家畜保健衛生所・中央動物防疫協議会
千葉 〒262-0011 千葉市花見川区三角町656
Tel: 043-250-4141 (夜間・休日対応)
Fax: 043-286-0090

診療獣医師の変更、法人化などは届出を！

新たな獣医師の雇用や退職など、診療施設の運営に変更はありませんか？
開設時の届出事項に変更があった場合には、**10日以内**に変更届出を提出することが
獣医療法で義務づけられています。

変更届の提出が必要となる届出事項

- ✓ 診療施設の構造設備（大規模な改築や移転は新規届出が必要）
- ✓ 診療施設のエックス線装置
- ✓ 診療施設の名称
- ✓ 開設者の氏名及び住所（法人名称と法人の本店所在地）
- ✓ 管理獣医師の氏名及び住所
- ✓ 管理獣医師以外の診療獣医師
- ✓ 診療動物（産業動物又は小動物、他）
- ✓ 定款

以下の変更は新規届出が必要です。
開設者が・・個人から法人へ
親から子へ
A社からB社(別法人)へ

● 提出書類 ●

- 1) 診療施設開設届出事項変更届出書
- 2) 変更内容に応じた添付書類
 - ・ 構造設備の変更 ⇒ 構造設備の概要書、診療施設の図面
 - ・ エックス線装置の変更 ⇒ エックス線装置等変更届出書、エックス線装置の概要書、エックス線診療室の図面、線量測定記録
 - ・ 獣医師の採用 ⇒ 獣医師免許証の写し（原本照合を行います）
 - ・ 法人名称・所在地変更 ⇒ 定款



※ 届出書類のダウンロード先は・・・ ※

- ①「千葉県中央家畜保健衛生所」でHPを検索→②獣医事・薬事
- ③獣医事「飼育動物の診療施設の開設届出手続きについて」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/chikusan/kaisetsu.html>

届出書類は中央家畜保健衛生所に郵送するか、ご持参ください。
提出前の電話でのご相談・予めFAXでの書類確認も承ります。

【郵送先】

〒262-0011

千葉市花見川区三角町656 中央家畜保健衛生所 衛生指導課 獣医事担当

Tel: 043-250-4141 Fax: 043-286-0090

副作用の報告方法が電子メールになりました

農林水産省の副作用報告システムの廃止(H29/3/31)に伴い、今後の動物用医薬品等の副作用の報告については、下記に掲載された電子データをメールにてお送りください。

電子データ掲載先

<http://www.maff.go.jp/nval/iyakutou/fukusayo/sousa/index.html>

メール送信先

nval_fukusayo@maff.go.jp

～平成29年度 中央家畜保健衛生所新体制～

平成29年度は以下のメンバーで運営いたします。よろしくお願いいたします。

千葉県舎



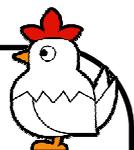
所長 高橋岩雄
次長 芦澤尚義

衛生指導課
課長 坂元依子
猪熊道仁
藤田圭佑
小山祐介

防疫課
主幹 市沢三香
相田洋介
倉地舞
清水耕平
山本紗友里

庶務課
課長 小澤浩子
寺田賢二

佐倉庁舎



次長 原 普

病理生化学課
課長 木下智秀
関口真樹
綿村崇宏
島田圭悟
石井寛人

細菌ウイルス課
課長 松本敦子
大坪岳彦
橘美奈子
三浦良彰
岡本みさき
畑中ちひろ

転出者

千葉県舎 : 笠井史子、上林佐智子、佐多美香

佐倉庁舎 : 小川明宏、福井聡子